

令和8年8月31日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内 野 優

令和8年9月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されるに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和8年9月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	2.0	1.4	2.0	1.4	2.0	1.4	2.1	1.5
10	2.5	1.8	2.5	1.8	2.5	1.8	2.5	1.8
15	2.9	2.0	2.9	2.0	2.9	2.0	3.0	2.0
20	3.2	2.2	3.2	2.2	3.2	2.2	3.3	2.3
25	3.5	2.5	3.5	2.5	3.5	2.5	3.5	2.5

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	2.0	1.4	2.0	1.4	2.0	1.4	2.1	1.5
10	2.5	1.8	2.5	1.8	2.5	1.8	2.6	1.8
15	2.9	2.0	3.0	2.1	3.0	2.1	3.0	2.1
20	3.3	2.3	3.3	2.3	3.3	2.3	3.3	2.3
25	3.6	2.5	3.6	2.5	3.6	2.5	3.6	2.5

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、年0.01%以上、年3%以下の範囲内で、貸付日の直前に発表された財政融資資金普通地方長期資金貸付利率に理事長が定める率を乗じて得た率と定めています。

これにより、令和8年9月の協会資金の貸付利率を定める際に適用する理事長が定める率は、「0.7」とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。